

熊本県観光拠点支援事業費補助金に係るQ&A

NO.	質 問	回 答														
1	どのような施設が対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県内で旅館業法の「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」の許可を得て、宿泊施設を営業している中小企業者が対象です。 ・ラブホテル(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項(4)に規定する宿泊施設)は対象となりません。 (<u>旅館業法の許可があっても不可</u>) ・中小企業者(旅館業)とは、 <ul style="list-style-type: none"> ①「資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社」 ②「常時使用する従業員の数200人以下の会社や個人」 のどちらか(または両方)を満たす必要があります。①、②は、宿泊施設を経営する会社全体の資本金額や従業員の数です。 ・NPO、社団法人、財団法人、共済組合等は対象外です。 ・市町村所有の施設であっても、経営している第3セクターや指定管理者が中小企業者であれば、対象とします。 														
2	本社が他県の宿泊施設は対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本社が他県であっても、県内に宿泊施設があり、経営する会社が中小企業であれば、対象となります。 														
3	中小企業の要件である従業員数にパートやアルバイトは含めるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・日雇いや、雇用の終了時期を明示している短期のパート・アルバイト以外は含める必要があります。 														
4	民泊施設は対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・民泊施設は、旅館業法の「簡易宿所」の許可を受けている施設は対象となります。 ・住宅宿泊事業法の届出による民泊施設は、対象となりません。 														
5	交付額はいくらになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率は、取組みにかかった経費(補助対象経費)の4分の3以内です。 ・交付上限は、旅館業許可証に記載の収容人数によって異なります。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">25人以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>26人～50人</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>51人～100人</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>101人～150人</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>151人～200人</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>201人～250人</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>251人以上</td> <td>100万円</td> </tr> </table> 	25人以下	10万円	26人～50人	15万円	51人～100人	30万円	101人～150人	45万円	151人～200人	60万円	201人～250人	80万円	251人以上	100万円
25人以下	10万円															
26人～50人	15万円															
51人～100人	30万円															
101人～150人	45万円															
151人～200人	60万円															
201人～250人	80万円															
251人以上	100万円															
6	旅館業法の許可以降に、増築を行い、実際の収容人数は許可書より多くなっている場合は、どうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の図面、パンフレットやウェブサイト等で、実際の収容人数が確認できれば、実際の収容人数で補助上限を計算することができます。 ・申請書類提出時に、収容人数が確認できる書類を添付してください。 														

7	旅館業許可証を紛失した場合の取り扱いはどうなるのか。	<p>・所管の保健所で「旅館業許可証明書」の発行を受けてください。証明書には以下の項目の記載が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・氏名 ・旅館業の種別 ・施設名称 ・施設所在地 ・収容定員 <p>・すでに旅館業許可証明書をお持ちの場合は、紛失した旅館業許可証に代えて、お手持ちの旅館業許可証明書をご提出ください。ただし、収容定員の記載がない場合は、収容人数がわかる資料を追加で添付してください。(ホームページの写し等)</p>
8	複数の施設を経営している場合の取り扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・各宿泊施設ごとの申請になります。 ・屋号の違う複数の宿泊施設は、別々に申請してください。 ・同じ宿泊施設で、営業許可が分かれている場合は、一つの施設として申請してください。
9	いつ時点で行った事業が対象となるのか。	<p>・原則として、補助金の交付決定後、実績報告書の提出期限である令和2年11月30日までに実施する取り組みが対象ですが、令和2年4月7日(一部都道府県における緊急事態宣言の発令日)以降で交付決定の前に行われた取り組みについても対象とすることができます。</p>
10	補助の対象となる経費にはどのようなものがあるか。	<p>・感染防止対策や、新しい生活様式に対応するための物品の購入、新たなメニュー開発、PR費用など、安全・安心を担保する取り組みや、宿泊者を増やすための取り組みを広く補助の対象とします。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に必要な物品の導入 例)換気システム、空気清浄機、体温測定器、食事提供をビュッフェ形式から個食に変更するために必要な食器類、アクリル板等 ・「新しい生活様式」に対応した業務改善や生産性向上に必要な備品の購入や職員研修等 例)食器洗浄機、パソコン、インターフォン、研修講師謝金 等 ・地元産農林水産物を活用した新たな食事メニューの開発 例)メニュー開発のアドバイザーへの謝金、試作に必要な原材料費 等 ・施設の安全性や地元産農林水産物を活用した食事等をPRするためのプロモーション 例)雑誌掲載の広告料、チラシ作成費、ウェブサイトリニューアル費用 等
11	パソコン等のリース費用は対象になるのか。	<p>新たに導入するものに対するリース料であれば対象になりますが、補助対象期間である本年4月7日以降11月30日までの間のリース料のみが対象となります。12月1日以降の使用に対するリース料は対象外です。</p>
12	申請期間はいつからいつまでか。	<p>7月1日から9月30日までの3か月です。郵送で9月30日必着です。</p>

13	申請書を持参してもよいか。	感染防止対策のため、郵送でお願いします。
14	補助対象経費は税込か。	<p>・税込みです。消費税及び地方消費税相当額を含みます。</p> <p>・消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る「消費税等仕入控除税額」が確定した場合には、「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第9)」により報告が必要になります。</p>
15	国の持続化給付金(県休業要請協力金、県事業継続支援金)を受け取っているが、補助金を申請してもよいか。	<p>・申請可能です。</p> <p>・国の持続化給付金や雇用調整助成金、県の休業要請協力金や事業継続支援金等、売上の減少補填や事業継続のための給付金を受けていても、当補助金の申請は可能です。</p> <p>・国、県又は市町村の新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組み等に対する補助金の交付を受けている場合でも、この補助金を別の物品購入等のために活用する場合は、申請することができます。</p> <p>・同一の取組みに対して、重複して申請することはできません。</p>
16	各種様式はどこで入手するのか。	<p>・熊本県観光連盟又は熊本県のウェブサイトからダウンロードしてください。ダウンロードや印刷ができない場合は、相談窓口にお電話ください。</p> <p>URL: 熊本県観光連盟 https://kumamoto.guide/topics/detail/139 熊本県 https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_30737.html</p>
17	パソコンとプリンターがなく、申請書の印刷ができないが、どうすればよいか。	<p>相談窓口にお電話でご相談ください。</p> <p>相談窓口TEL:096(243)0082</p>
18	電子メールで申請書を提出してもよいか。	<p>・メールによる申請書のチェックはしますが、申請書には押印が必要ですので、最終的にはお手数ですが郵送をお願いします。</p>
19	申請後の手続きは、どうなるのか。	<p>・申請書類の審査後、問題がなければ2~3週間後に交付決定通知を送付します。</p> <p>・その後、事業の完了から30日以内か令和2年11月30日のいずれか早い日までに実績報告の手続きが必要です。</p> <p>・交付決定時点で、事業を完了している場合は、交付決定日から30日以内の実績報告書を提出してください。</p> <p>・手続き全体の流れについては、以下をご参照ください。 https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=30737&sub_id=11&flid=241840</p>

20	実績報告書を提出してからどれくらいでお金が振り込まれるのか。	<p>・実績報告書の内容を確認し、適正であれば、約2～3週間で当方から確定通知書を送ります。</p> <p>・その後、実績報告書と同時に送っていただく請求書に基づいて、確定通知の発行から2～3週間程度で補助金を振り込みます。</p>
21	事業を実施する資金がないので、補助金を先にもらうことはできないのか。	<p>・補助金を活用しなければ事業に必要な支払いが困難な場合には、補助金の全額前払いを受けることができます。</p> <p>・交付決定通知書を受領後2週間以内に、概算払請求書(様式第8-2)を提出してください。</p> <p>・請求書を不備なく受け付けた後、2～3週間程度で補助金を支払います。</p> <p>・事業が完了したら、完了から30日以内か令和2年11月30日のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。</p> <p>・実績報告をしない場合、補助金の返還が必要になりますので、必ず提出をお願いします。</p> <p>・事業完了後、予定していた支出額を下回り、補助金額が減額になった場合には、超える部分の補助金を返還していただく必要がありますので、概算払いを受ける場合には、交付決定後の事業費の変動がないようご注意ください。</p>
22	交付決定後に、事業内容を変更した場合は手続きが必要か。	<p>以下の軽微な変更は、変更手続きは不要です。</p> <p>①補助対象経費総額の20%以内の増減 ただし、20%以内であっても交付決定額が増える場合は、<u>変更承認申請書の提出が必要です。</u></p> <p>②補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合</p> <p>③補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合</p> <p>・それ以外の大きな変更は、補助金計画変更承認申請書(様式第4)を提出し、承認を受けてください。</p>
23	補助限度額内で増額を希望する場合の手続きはどうか。	補助金計画変更承認申請書(様式第4)の提出が必要になりますので、まずは相談窓口にご連絡ください。
24	新規開設や実績がない等の理由により確定申告をしていない場合はどうすれば良いか。	<p>・個人の場合…個人事業開始届または個人事業開業届出済証明書の写しを提出してください。</p> <p>・法人の場合…法人設立届出書または給与支払事務所等の開設届出書の写しを提出してください。</p>
25	補助金の振込口座の名義は誰でもいいのか。	会社か代表者名義の口座のご指定をお願いします。
26	補助金の振込口座は、どこの銀行でもいいのか。	国内の銀行口座であれば、ゆうちょ銀行、ネット銀行含め、基本的にはどこの銀行でも構いません。